

基準 1 1. 社会的責務

1 1 - 1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《1 1 - 1 の視点》

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 1 1 - 1 の事実の説明 (現状)

社会的機関としての組織倫理を大学にあてはめた場合、1)組織構成員としての責任の自覚と法令遵守、2)公的資金が投入された組織としての不正防止、3)社会的組織としての人権の保護、4)教育・研究の場として守るべき倫理や社会的責務、の4点が重要である。ここでは、教職員について説明するが、組織の構成員には当然学生も含まれる。本学の教育理念を踏まえた学生の倫理観醸成については、学長が自ら学長メッセージで新入生に語りかけている(4~5頁参照)。

1) 組織構成員としての責任の自覚と法令遵守

「建学の精神」さらにそれを時代のニーズに合わせて策定した「日本工業大学の理念」「日本工業大学の教育目標」があり、組織の一員として果たすべき職務と責任を、全職員が共有している。

さらに、「日本工業大学職員就業規則」の第3章服務第1節服務規律の第7条に服務心得、第8条に遵守事項が明記してある。

第7条 職員は、大学の使命を自覚し、その服務を通して使命達成に努め、常に大学の諸規則を守り、職制上の長の指示を受け誠実にその職務に専念しなければならない。

2 職制上の長は、常にその所属職員の人格を尊重し、積極的にその意見を聞き、適切に指導監督するとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

第8条 職員は、服務に当たって次の各号に掲げる行為を遵守しなければならない。

(1)大学の教育方針に違背しないこと。

(2)大学の名誉を損じ、信用を傷つけないこと。

(3)職務上知り得た秘密を他に洩らさないこと。

(4)大学の金銭・物品を他に融通し、また私用に供さないこと。

(5)職務上の地位を利用して金品等の融資又は贈与を受けないこと。

(6)大学の秩序又は職場の規律を乱さないこと。

また、第8章表彰及び懲戒第2節懲戒の第40条に懲戒事由、第41条に懲戒の種類を示している。

第40条 職員が次の各号の一に該当すると認められたときは、審議の上これを懲戒する。

- (1)職員が、この規則に定める事項に違背したとき。
- (2)無断欠勤が2週間に及んだとき。
- (3)故意又は重大な過失により自己の権限外の行為をなし、又は勤務上の必要に基づく大学の命令を拒否したとき。
- (4)経歴を偽り、又は不正の方法によって採用されたとき。
- (5)故意又は重大な過失によって災害事故をひき起し、又は重大な損害を大学に与えたとき。
- (6)性的言動により相手に不利益を与えたり、就業環境を害したと判断されたとき。
- (7)その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

2 懲戒に該当すると認められる場合、必要に応じて自宅待機をさせることがある。

第41条 懲戒は、次の各号に定めるところにより、その一又は二以上をあわせて行う。

- (1)譴責 事由を示して戒める。
- (2)減給 労働基準法第91条の定めにより3か月の範囲内で行う。
- (3)出勤停止 14日以内の出勤を停止し、その間の給与を支給しない。
- (4)懲戒解雇 予告期間をおかず即時解雇する。ただし、行政官庁の認定を受けない場合は、予告手当を支給する。

2 懲戒は、原則としてこれを公示する。

2) 公的資金が投入された組織としての不正防止

本学は、公的資金が投入された組織であることを強く認識し、不正防止に努めてきた。これまで、科学研究費補助金の内部監査などを、大学一丸となって実施してきた。また、平成19(2007)年10月1日に、「日本工業大学予算執行の不正防止に関する管理・監査体制規程」「日本工業大学不正防止計画委員会規程」「日本工業大学内部監査室規程」を制定し、学長を最高管理責任者、財務部長を統括管理責任者、総務部長を不正防止計画委員会委員長、法人財務部長を内部監査室長とした。その後、「日本工業大学研究費等の使用ルール」の改正、メール発注(たのめーる)の導入による、物品購入の透明性確保などの不正防止策を推進してきた。内部監査も、書面審査のみならず現物確認も含めて、継続して実施している。特に「日本工業大学研究費等の使用ルール」については、教員は公的資金を受けている者、職員は担当者の出席を義務づけている。

3) 社会的組織としての人権の保護

憲法・教育基本法・男女雇用機会均等法などの精神に則り、構成員は、個人として尊重され、快適な環境のもとでの就業・修学を保障されなければならない。この目的に沿って、「日本工業大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」「セクシュアル・ハラスメント防止・対応ガイドライン」を、平成14(2002)年に定めた。防止委員会は学長を委員長とし、相談窓口および相談員を定めた。分かりやすいパンフレットも作成し、全教職員が携行するようにしている。なお、これまで相談窓口へ持ち込まれた事例はない。

個人情報保護についても、平成 17(2005)年に、「学校法人日本工業大学 個人情報保護基本規程」を定め、さらにそれを具体化した「学校法人日本工業大学 個人情報保護方針」を示し、誠実に努力している。

4) 教育・研究の場として守るべき倫理や社会的責務

本学は、国際環境規格 ISO14001 の認証を、平成 13(2001)年に全学で取得し、その後も継続して環境保全活動に取り組んでいる。これは、工学が人類の幸福に寄与すると同時に人類の生存をも危うくする環境破壊の危険をはらんでいることを、厳しく認識していることに他ならない。本学は、ISO14001 の基本である、組織的省資源・省エネルギー活動にとどまらず、教育・研究機関にふさわしい多様な活動を展開し、「環境が学べる大学」としての評価が定着している。

(2) 11-1の自己評価

1) 組織構成員としての責任の自覚と法令遵守

教育の現場では、構成員すべてが最終責任を負う覚悟が必要である。日本工業大学では、「建学の精神」を現代的要求に合致するようにブラッシュアップした「日本工業大学の理念」等を定め、学内外に周知するなど、組織の一員としての責任感の醸成と意識の向上に努めており、評価できる。

懲戒の種類が、譴責・減給・出勤停止・懲戒解雇の4段階に限られるが、さらにきめ細かい段階が必要である。

2) 公的資金が投入された組織としての不正防止

不正行為に関する社会の目の厳しさや、不正防止ルールの精緻化は、旧来の常識や一般的倫理観だけでは十分に対応できないレベルに達している。その点で、担当者が直接解説をする、公的資金の使用ルールに関する説明会の開催は有効である。

3) 社会的組織としての人権の保護

セクシャル・ハラスメントへの対応は、組織上、ルール上は問題ない。しかし、相談事例がなかったのは、問題がないからか、問題が水面下に隠れているのか明らかでない。また、学生全員に研究室での卒業研究を課すなど濃密な学生指導は、時にアカデミック・ハラスメントの危険をはらんでいる。問題事例もいくつかあり、当該学科あるいは学修支援センターなどが支援し、解決をはかってきた。個人情報保護についても、問題は発生していない。

4) 教育・研究の場として守るべき倫理や社会的責務

国際環境規格 ISO14001 の取り組みを工業大学としての重要な社会的責務として捉え、積極的に活動していることは、評価できる。一方、「遺伝子組み換え」など社会的・倫理的コンセンサスが必要なテーマについての検討はなされていない。これらのテーマに取り組む教員がいないため、問題が起きなかったことによるが、注意深く観察する必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

懲戒の種類のうち、出勤停止(14日以内)と懲戒解雇の間に、停職などの段階を設けることを検討する。また、不正防止計画委員会などが積極的に活動し、ルールの徹底

もはかられているので、この活動を継続しさらに強化する。

アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、平成 20(2008)年度中を目途に、大学独自のルールを制定する。

社会的なコンセンサスを必要とする研究テーマなどに備えて、執行会議などで議論を詰めておく必要がある。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明(現状)

危機管理体制を、1)制度及び組織としての危機管理体制と、2)日常的危機管理業務、に分けて説明する。

1) 制度及び組織としての危機管理体制

本学は、さまざまな災害・事故に迅速に対応するために、「日本工業大学緊急事態発生時における緊急措置内規」を定めている。また、防火管理者を総務部長とし、その指示に基づき、消防計画の届け出、消防設備の法定点検、棟別防火担当責任者の指名、執行部を中心とした連絡網の整備などを実施してきた。

また、災害・事故を未然に防ぐ対策として、消防法・ガス事業法・建築基準法などの諸法令に則って、「日本工業大学防火管理規程」「日本工業大学ガス漏れ事故対策規程」を定めている。さらに、喫煙場所を敷地内 21 カ所（すべて建物外）に制限するなどの対策も取ってきた。AED(自動体外式除細動器)は、学内 2 カ所（健康管理センター及び警備室）に設置してある。

加えて、さまざまな化学物質を扱う実験施設・実験設備が学内にあることを鑑み、化学物質による事故の防止と安全環境の確保を目的として、環境推進委員会の中に、化学物質管理検討部会を設置している。その役割は以下の通りである。

- ① 化学物質の保管状況の把握：2 回／年、どこの研究室（場所）に、どのような薬品類（種類）が、どれだけ保管（量）されているか集計監視。また、当該研究室に対して、学生の教育訓練を実施するように指導。
- ② 化学物質取扱指導：「化学物質の取り扱いにおける安全指針ハンドブック」を発行し、説明、配付。
- ③ 講習会：2 回／年、高圧ガスや化学物質の取り扱い等の安全教育講習を実施。また、外部講習・研修への参加派遣。

2) 日常的危機管理業務

日常的な事故などに対する対策としては、正門脇に警備室を設け、警備員 2 名が 24 時間体制で常時警備を実施している。また、健康管理センターに看護師 2 名が常駐し、不慮の事故等に備えるとともに、地元の東埼玉総合病院（埼玉県北葛飾郡杉戸町）との連携を強化している。

さらに、中央監視装置を警備室及び施設営繕課に設置し、遠隔監視を行っている。監視項目（警報関係）は、以下の通りである。

- ① 火災監視：火災警報器の作動と同時に発報エリア、防火扉・防火シャッターの作動を平面図に表示。火災信号は警備会社にも移報され、30分以内に現場に到着する契約。火災警報設備は2回/年、細密点検と機能点検を実施。
- ② 電気設備監視：電力の計測・計量、電圧・電流値の連続監視を実施。変電設備の停電発生と電力会社側の事故等による瞬時停電や電圧降下も監視。
- ③ エレベータ：エレベータの警報を平面図に表示。電話回線により警報がエレベータ会社に届く。維持管理は1回/3ヶ月の点検整備のほか、電話回線による遠隔診断を常時実施。
- ④ 都市ガス：ガスの消費状況・計測、異常発生の監視を実施。異常流量（漏洩）時は緊急遮断弁が作動し、ガスの供給が遮断される。地震発生時には、ガス供給が停止され中央監視装置に遮断弁の作動警報が表示される。

(2) 11-2の自己評価

田園地帯に整備された広いキャンパスをもつ大学であることによる安全性の確保、さらに本館建物の耐震補強工事実施など、ハード面の整備努力は十分に評価できる。一方、自衛消防組織は設けられているものの、防災訓練などは十分に行われておらず、今後の課題である。

なお、大地震等の災害時に、学生のマンパワーを地元を活用する協力協定を、本学所在地の宮代町との間で締結している。

(3) 11-2の改善・向上方策（将来計画）

防災訓練を実施し、避難場所などの周知徹底をはかる必要がある。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

本学の情報公開は、1)「年次要覧」、2)「日本工業大学研究報告」、3)「大学案内」、4)「日本工業大学通信」、5)「ホームページ」を基本的な柱とする。

平成19(2007)年に、広報活動の統一的管理及び推進をはかる目的で、執行会議のもとに広報部会（教務部長・総務部長・教育研究推進室長・広報担当教授）を設置し、平成20(2008)年には、広報活動を担当する部署を、以下のように整理した。

- ・研究関係 ①「年次要覧」、②「日本工業大学研究報告」——教務部教務課
- ・入試関係 ③「大学案内」など——教務部入試室
- ・一般広報 ④「日本工業大学通信」、⑤「ホームページ」——総務部広報室

1)「年次要覧」：教務部教務課担当

教員の研究活動の紹介を中心として、大学全体の活動を網羅し記述した冊子で、年1

回発行される。「年次要覧」の発行は、昭和 52(1977)年にすでに始まっており、全国の大学のなかでも比較的早い時期に属する。内容は、各学科及び研究室毎の研究活動状況、発表論文リスト、科学研究費など補助金の獲得状況、産学連携に基づく企業からの研究費受入状況、教員の社会的活動実績(学会賞や各種審議会委員)、国際交流、国際会議・国外研修、施設の整備、授業評価調査結果、後援会・工友会(同窓会)活動などからなる。

2)「日本工業大学研究報告」：紀要委員会・教務部教務課担当

年 4 回発行する、いわゆる大学紀要である。旧来は、各教員の論文と修士論文・博士論文の概要の掲載に限られていたが、平成 18(2006)年度から編集方針を改め、学内外の研究費を得たすべての研究の報告論文と概要報告、調査・研究・学会発表のための海外出張の報告、各学科および工房、センターなどの活動報告などを加え、本学の教育研究活動の全貌が分かるように工夫した。

3)「大学案内」：教務部入試室担当

本学の総合案内誌で、年 1 回発行される。内容は、日本工業大学綱領、学長メッセージ、各学科及び教員の紹介、カリキュラム及びコースの説明、就職状況、附属施設の紹介、学生の活動風景などである。加えて、受験生向けのさまざまな冊子も発行されている。

4)「日本工業大学通信」：総務部広報室担当

年に 6 回発行する新聞で、教育研究の状況及び財務の状況、学生の活動状況、卒業生の活躍などが掲載されている。日本工業大学通信は、学内ばかりでなく、日本工業大学後援会の会員、全国の多数の工業高校、工学系学部を持つ大学、マスコミ等にも配布されている。

5)「ホームページ」：総務部広報室担当

本学の活動状況などの情報が逐次公開される。

その他「工業教育研究所所報」、「工業技術博物館ニュース」、「日本工業大学環境報告書」などが発行されている。

また、後援会の地域別教育懇談会を全国各地で開催し、大学の活動状況や個々の学生の学修状況を保護者に報告している。

(2) 11-3の自己評価

本学の広報活動は、責任分担の明確化等により、健全に機能している。現在不十分と思われる分野は、マスコミ対応(新聞等への情報提供)、刊行物のデジタル化などである。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

平成 20(2008)年度に、広報活動の専門家が教授として着任した。この者を中心に、新聞等への情報提供活動を開始しており、さらなる拡充をはかるべきである。刊行物のデジタル化は、環境問題を重視する大学としては避けて通れない問題であり、教育研究推進室を中心に検討する。

【基準 11 の自己評価】

社会的組織としての倫理観の共有は、「建学の精神」などを基礎に、職員の間では培われてきたと認識する。学生については不十分な面があったが、学長メッセージにより、

倫理観の向上を促している。

また、国際環境規格 ISO14001 の認証を取得するなど、研究教育の両面で環境問題に積極的に取り組んできたことは、高く評価できる。

危機管理体制は、一応の水準では整備されているが、防災訓練の計画的実施、予測される大震災時に学生の所在を確認するシステムの構築などの課題が残されている。

広報に関する組織の整備は、大きな前進である。「年次要覧」を早期に発行し、「日本工業大学研究報告」の編集方針を整備するなどの活動は、高く評価できる。「大学案内」など刊行物のデザイン及び内容の水準も向上している。

【基準11の改善・向上方策（将来計画）】

組織倫理について、倫理綱領を検討し、定める。

大地震など自然災害に対処するには、地域的防災計画が不可欠である。地元自治体とのさらなる連携強化を行っていく。